

地元密着型水道修繕登録店取扱要綱

令和4年11月

仙台市水道局

表紙裏面

地元密着型水道修繕登録店取扱要綱

(平成26年1月17日管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水装置の修繕工事（以下「修繕工事」という。）を依頼するお客さまに工事業者に係る情報を的確に提供し、お客さまの利便性向上に資することを目的として、仙台市水道局（以下「局」という。）が登録要件を満たす仙台市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）を地元密着型水道修繕登録店として登録し、修繕工事の必要なお客さまに近隣の指定事業者を優先的に紹介することに関して必要な事項を定める。

(修繕工事の範囲等)

第2条 修繕工事の対象は、仙台市水道事業給水条例施行規程第十一条第2項及び給水装置における修繕工事取扱要綱第3条に規定する、管理者の認定により費用を徴収しない修繕以外の修繕とする。

(登録の手続き等)

第3条 地元密着型水道修繕登録店として登録を希望する指定事業者は、次の書類を次項に定める登録申請受付期間内に提出しなければならない。

- (1) 地元密着型水道修繕登録店申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）

2 登録申請受付期間は原則、2月1日から同月21日（受付期間の始期又は終期が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その翌開庁日とする。）までの1年間に一度とする。

(登録要件)

第4条 局は、指定事業者から登録申請書の提出があったときは、次に掲げる登録要件の審査を行うものとする。

- (1) 現に仙台市の指定事業者であり、その指定を受けてから一年以上経過した者であること
- (2) 修繕工事の施工に当たり、水道法（昭和32年法律第177号）、仙台市給水条例（昭和34年仙台市条例第1号）、仙台市水道事業給水条例施行規程（昭和34年仙台市水道局規程第1号）、仙台市給水装置工事施行要領（平成23年4月1日管理者決裁）及び関係法令等を遵守し、指定事業者として適正に修繕工事を施工できること
- (3) 事業所所在地が仙台市内及び仙台市に隣接する宮城県内の自治体（加美郡色麻町を除く。）であること
- (4) 主任技術者が常に事業所に在駐することにより、お客様の依頼に対し、迅速かつ適切な対応ができる体制が整っていること

- (5) 仙台市の市税及び水道料金を滞納していないこと。なお、市税に関しては次のとおりとする。
- ア 申請する指定事業者が個人事業主の場合は、個人の市税を滞納していないことに加え、事業主として納付すべき市税を滞納していないこと
 - イ 申請する指定事業者が個人以外の場合は、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- (6) 修繕工事の対応可能な区域が明確であること
- (7) 修繕工事の対応可能な箇所が明確であること
- (8) 修繕工事の相談や修繕工事の対応が可能な時間帯を明確にし、確実に修繕工事を施工できること
- (9) 休業日を明確にし、修繕工事の対応時間外における緊急連絡先が明確であること
- (10) お客さまからの修繕工事の依頼や苦情に対し、迅速丁寧かつ誠実に対応できること
- (11) お客さまに出張費や工事費用の概算見積金額を提示できること
- (12) 修繕工事着手前に、お客さまに対し、次の事項について明確かつ平易に説明できること
- ア 掘削調査等が必要な場合の概算費用
 - イ 施工方法、使用材料、施工時間等
 - ウ 見積の内容等
- (13) 取引における公正を確保するとともに、修繕工事等の契約内容を明確に書面により提示できること
- (14) 登録申請書提出日前の直近において局が実施した指定給水装置工事事業者研修会に参加していること
- (15) 登録申請書提出日前3年以内に、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、仙台市消費生活条例（平成16年仙台市条例第4号）等に基づく行政指導又は行政処分を受けていないこと
- (16) 暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものに該当しないこと
- (17) 登録申請書提出時、現に地元密着型水道修繕登録店として登録していない指定事業者で要綱第12条第1項第3号から第6号に規定する事項に相当する事実が確認された者であっては、該当する事実に対する局の指導等の対応から6か月が経過し、かつ、該当する事実がすでに解消されていること
- (18) 第12条第1項の規定により登録を抹消された者で、第13条第1項の規定により登録の申請をすることができない者でないこと

2 局は、申請のあった指定事業者が前項の要件を満たしていないときは、当該指定事業者へ地元密着型水道修繕登録店不決定通知書（第8号様式）により、その旨を当該事業者に対し通知するものとする。

（市税の取扱い）

第4条の2 第4条第1項第5号アに規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、事業所税とする。

2 第4条第1項第5号イに規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

（名簿への登録等）

第5条 局は、申請のあった指定事業者が前条の要件を全て満たしていると認めるときは、当該指定事業者を地元密着型水道修繕登録店一覧（以下「修繕登録店一覧」という。）に登録するとともに、局ホームページに掲載するものとする。

2 第3条第1項に規定する書類を提出した指定事業者が、当該書類の提出後、第6条に規定する登録の有効期間が始まるまでの間に第4条に規定する登録要件を満たさなくなったときは、修繕登録店一覧への登録を行わないものとする。

3 局は、前1項の規定により修繕登録店一覧に登録したときは、速やかに地元密着型水道修繕登録店決定通知書（第3号様式）により、その旨を当該事業者に対し通知するものとする。

（登録の期間）

第6条 前条第1項の規定により修繕登録店一覧に登録された事業者（以下「登録事業者」という。）の登録の有効期間は、1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とする。

（登録内容の変更等）

第7条 登録事業者は、第3条の規定により提出した登録申請書等の内容に変更があったときは、速やかに地元密着型水道修繕登録店登録事項変更届出書（第4号様式。以下「変更届出書」という。）を局に提出するものとする。ただし、次に規定する項目について、指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱第9条に基づき提出する、指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（以下「指定事項変更届出書」という。）に地元密着型水道修繕登録店の登録事項も同時に変更する旨を記載する場合は、当該指定事項変更届出書をもって変更届出書とみなすことができる。

(1) 事業所の名称、所在地又は連絡先

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

2 局は、登録事業者から変更届出書の提出があったときは、修繕登録店一覧及び局ホームページの当該登録事業者の内容を変更するものとする。

(登録事業者の紹介)

第8条 局は、修繕工事に関してお客さまから問合せがあったときは、近隣の登録事業者を優先的に複数紹介するものとする（仙台市近郊も含む。）。

(修繕工事費用)

第9条 修繕工事に必要となる費用の額は、お客さまと登録事業者との間で誠意をもって決定する。

(報告の徴収)

第10条 局は、必要に応じて、登録事業者に対し、第7条に規定する登録内容の変更状況、工事の内容、工事代金等について報告を求めるものとする。

2 登録事業者は、毎月末日までに、前月における修繕工事の施工件数を記載した給水装置修繕工事施工件数報告書（第5号様式）を局に提出するものとする。

3 登録事業者は、修繕工事に関しお客さまとの間で発生したトラブル等について、局に報告しなければならない。

(登録の辞退)

第11条 登録事業者は、登録の辞退を希望するときは、速やかに地元密着型水道修繕登録店辞退届出書（第6号様式。以下「登録辞退届出書」という。）を局に提出するものとする。

2 局は、登録事業者から登録辞退届出書の提出があったときは、修繕登録店一覧及び局ホームページから当該登録事業者の登録を削除するものとする。

(登録の抹消)

第12条 局は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該登録事業者を修繕登録店一覧及び局ホームページから抹消することができる。

(1) 第4条に規定する登録要件のいずれかを満たさなくなったとき

(2) 第10条に規定する報告について、正当な理由なくこれに応じないとき又は虚偽の報告を行ったとき

(3) 局による行政処分を受けたとき

(4) 局による行政指導を受け、登録を抹消することが妥当であると局が判断したとき

(5) どうかつ、強要その他の登録事業者としてふさわしくない事実が確認されたとき

(6) 当該登録事業者が施工した修繕工事に関し、お客さまから事業者の対応や修繕工事に関する苦情が頻繁に報告されたとき

2 局は、登録事業者の登録を抹消したときは、速やかに地元密着型水道修繕登録店抹消通知書（第7号様式）により当該登録事業者に対し通知するものとする。

(登録抹消後の登録申請)

第13条 前条第1項の規定により登録を抹消された指定事業者が、第3条第1項に規定する登録の申請をする場合は、申請の時点で登録抹消（以下「本登録抹消」という。）から6か月が経過し、かつ、本登録抹消の理由に係る事実がすでに解消されていなくてはならない。ただし、本登録抹消の日前3年間に登録の抹消（第4条に規定する登録要件を満たさなくなったことを理由とする前条第1項第1号の規定による登録の抹消を除く。）を2回以上受けている者は、本登録抹消の日から2年間、第3条第1項に規定する登録の申請をすることができないものとする。

(感謝状等の贈呈)

第14条 局は毎年度一回、地元密着型水道修繕登録店として、地域の給水装置の維持管理に尽力し、水道事業の運営に顕著に貢献した指定事業者概ね5者に対し感謝状及び記念品を贈呈する。

2 感謝状の贈呈については指定給水装置工事事業者優良表彰実施要領（平成13年3月28日水道事業管理者決裁。同要領第2条第1項第4号及び第2項の規定を除く。）に規定する表彰の基準に準拠するものとする。

3 局は、第1項の規定にかかわらず、登録事業者が第12条に該当すると認められるときは、当該登録事業者の感謝状の贈呈を行わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱の規定によりがたい特別な状況にあつては、水道事業管理者が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成26年 1月17日から実施する。

附 則（平成27年 3月13日改正）

この改正は、平成27年 4月 1日から実施する。

附 則（平成28年 2月 24日改正）

この改正は、平成28年 3月 1日から実施する。

附 則（平成29年12月25日改正）

この改正は、平成30年 1月 4日から実施する。

但し、登録要件については、平成31年度募集から適用する。

附 則（平成31年 3月28日改正）

この改正は、平成31年 4月 1日から実施する。

附 則（令和 3年 3月22日改正）

この改正は、令和 3年 4月 1日から実施する。

附 則（令和 3年 9月 30日改正）

この改正は、令和 3年10月 1日から実施する。

附 則（令和 4年10月 24日改正）

この改正は、令和 4年11月 1日から実施する。

地元密着型水道修繕登録店申請書

(あて先)

仙台市水道事業管理者

申請者

法人番号

※法人の方のみ(13桁)

住所

名称

代表者

電話番号

FAX番号

指定番号

第

号

修繕工事事業者の登録を受けたいので、地元密着型水道修繕登録店取扱要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

当該給水区域で給水装置工事の	事業所名称
事業を行う登録事業所	事業所住所
※この欄は上記、「申請者」と異なる方	事業所電話番号
のみ、右の欄にご記入下さい。	事業所FAX番号
例：〇〇株式会社 仙台営業所 など	

在駐する主任技術者の氏名・免状の番号

氏名

第

号

修繕可能な主な地域 (○で囲んでください)

青葉区・宮城野区・若林区・太白区・泉区

修繕工事時間 (営業時間)

(午前・午後) 時 分 から

(午前・午後) 時 分 まで

工事依頼の連絡先 (携帯可)

受付時間外の連絡先 (携帯可)

休業日

通常

その他休業日

工事内容	登録を希望する対象工事の右の欄に○をしてください。		○記入欄	年間実績(約)
	新設・改造等	水道工事(戸建・マンション)		件
	修繕・取換	トイレ(ボールタップ等)		件
		蛇口等(混合水栓等)		件
		給湯機器関係		件
		屋内配管		件
	屋外給水管の修繕(掘削を伴うもの)			件
	給水施設(受水槽・ポンプ・設備)の修繕			件
	メーター口径75ミリ以上の建物の漏水修理			件
	凍結管の解氷対応			件

誓約書

(あて先)

仙台市水道事業管理者

給水装置修繕工事を施行するに当たっては、地元密着型水道修繕登録店取扱要綱第4条各号の要件を満たし、第7条による地元密着型水道修繕登録店登録事項変更届出書及び第11条による地元密着型水道修繕登録店辞退届出書の提出が必要な場合は速やかに行うとともに、お客さまとの契約内容を确实かつ誠実に履行し、迅速な工事を行うことを誓約いたします。

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者
電 話 番 号
指 定 番 号

第

号

年 月 日

地元密着型水道修繕登録店登録事項変更届出書

(あて先)

仙台市水道事業管理者

届出者 住所
名称
代表者
電話番号
指定番号 第 号

地元密着型水道修繕登録店取扱要綱第7条の規定に基づき、次のとおり登録事項の変更を届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

年 月 日

給水装置修繕工事施工件数報告書

(あて先)

仙台市水道事業管理者

申請者 住所
 名称
 代表者
 電話番号
 指定番号 第 号

修繕工事の施工件数（ 月分）について、地元密着型水道修繕登録店取扱要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

修繕等工事施工件数

施工件数	施工内容別内訳				
	器具取替工事	漏水修繕工事	その他		
	蛇口（混合水栓）・ポータルタップ（トイレ）・給湯器等の器具故障等に伴う修理・取換件数	漏水に伴う修繕件数（給水管の漏水修繕・掘削を伴う漏水修繕等）	給水設備等の修繕（受水槽・ポンプ・設備）	口径75耗以上の給水管の漏水修繕	凍結管の解氷対応
自社受付 (当月計) 計 件	自社受付 件	自社受付 件	自社受付 件	自社受付 件	自社受付 件
局紹介受付 (当月計) 計 件	局紹介受付 件	局紹介受付 件	局紹介受付 件	局紹介受付 件	局紹介受付 件

◎ 施工件数を集計する際の注意点

- ・1給水装置に係る修繕工事を1件とする
- ・器具破損の漏水に伴う器具取換は漏水修繕工事として集計する。
- ・1給水装置内で、器具取換工事と漏水修繕を行った場合は漏水修繕工事とする。
- ・その他の件数は器具取換及び漏水修繕には含めない。

◎ 本報告書を提出する際の注意点

- ・毎月20日までに、前月分の施工件数を報告していただきますよう、ご協力をお願い致します。

例：4月分の施工件数の報告

4月1日～4月30日に施工した件数を、5月20日までに報告願います。

なお、当該月の施工件数が0件の場合でも、ご面倒をおかけしますが、本報告書を提出願います。

- ・本報告書は、『FAX』か『直接持ち込み』にて提出をお願いします。

提出先：給水装置課 (FAX 022-304-1056)

年 月 日

地元密着型水道修繕登録店辞退届出書

(あて先)
仙台市水道事業管理者

申請者	住所		
	名称		
	代表者		
	電話番号		
	指定番号	第	号

地元密着型水道修繕登録店取扱要綱第11条の規定に基づき、登録を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

1 辞退理由

2 辞退日

年 月 日

地元密着型水道修繕登録店抹消通知書

指 定 番 号 第 号
名 称
住 所
代 表 者 氏 名 様

地元密着型水道修繕登録店取扱要綱第12条の規定に基づき、登録を抹消しましたので通知します。

なお、再登録につきましては、同要綱第13条の条件に該当する場合は申請することができます。

1 抹消理由

2 抹消日

年 月 日

仙 台 市 水 道 事 業 管 理 者

